



佐賀県公報

平成18年
11月27日
(月曜日)
第 12836号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 家畜改良増殖法に基づく平成十八年度臨時種畜検査の実施 (畜産課)
- 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (建設課)
- 林場地区換地計画決定 (建設課)
- 第十五回理容師及び美容師国家試験の実施 (財団法人理容師美容師試験研修センター)

○ 公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定に基づく平成18年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成18年11月27日

佐賀県知事 古 川 康

1 検査の対象家畜、期日、時間及び場所は、次のとおりとする。

対象家畜	期 日	時 間	場 所
豚	平成19年 1月12日	10時から 12時まで	西松浦郡有田町 佐賀共栄畜産A1センター

2 検査対象家畜は、新たに種畜の指定を受けようとする家畜で、血統及び産地が明確なもの。

3 検査対象家畜の飼養者は、種畜検査申請書2通を検査期日の10日前までに管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

なお、種畜検査申請書の用紙は、家畜保健衛生所において交付する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則(昭和45年佐賀県規則第37号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成18年11月27日

佐賀県知事 古 川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成18年12月20日(水)午後7時から

場所 鳥栖市役所3階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案

鳥栖基山都市計画の変更

3 都市計画案の概要

(1) 変更の対象とする都市施設

鳥栖基山都市計画における道路

(2) 変更の対象とする道路

ア 鳥栖基山都市計画道路3・3・101号永吉高田線

イ 鳥栖基山都市計画道路3・4・128号高田赤川線

ウ 鳥栖基山都市計画道路3・4・104号飯田蔵上線

エ 鳥栖基山都市計画道路3・3・107号酒井西宿町線

(3) 変更の内容

ア 鳥栖基山都市計画道路3・3・101号永吉高田線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 鳥栖市姫方町字障子田、原町字笹尾、字本原、字中尾、

字ウグメ田、字大野及び字下原、桜町字丸尾、曾根崎町

字都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及

び字落合並びに酒井西町字溝狭間及び字楢深

削除する部分 鳥栖市原町字笹尾、字本原、字中尾及び字大野、桜町

<p>字丸尾、曾根崎町字都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及び字落合並びに酒井西町字溝狭間</p> <p>イ 鳥栖基山都市計画道路3・4・128号高田赤川線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 鳥栖市高田町字中の坪、水屋町字小沢及び字菖蒲並びに酒井東町字赤川 削除する部分 なし</p> <p>ウ 鳥栖基山都市計画道路3・4・104号飯田蔵上線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 なし 削除する部分 鳥栖市曾根崎町字原口及び字遠島</p> <p>エ 鳥栖基山都市計画道路3・3・107号酒井西宿町線 追加する部分 鳥栖市酒井西町字若桜 削除する部分 鳥栖市酒井西町字溜深</p> <p>4 都市計画案の縦覧場所 鳥栖基山都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、鳥栖土木事務所及び鳥栖市都市整備課で平成18年12月13日(水)まで縦覧に供します。</p> <p>5 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成18年12月13日(水)までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。</p> <p>6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159)</p> <p>唐津市長 坂井俊之から認可申請の唐津市営土地改良事業(さが農業農村振</p>	<p>興整備(区画整理)休場地区換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。</p> <p>ついでには、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成18年11月27日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 唐津市営土地改良事業(さが農業農村振興整備(区画整理)休場地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年11月28日から平成18年12月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所本庁及び蔵木支所</p>
<p>○ 雑 録</p> <p>理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づき、第15回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。 平成18年11月27日 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎</p> <p>1 試験期日 (1) 美容師実技試験 平成19年1月29日(月) (2) 理容師実技試験 平成19年2月5日(月) (3) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 平成19年3月4日(日)</p> <p>2 試験地</p>	

<p>(1) 実技試験 佐賀市伊勢町4番4号 アイ・ビービューテイクレッジ</p> <p>(2) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県 (上記都道府県のうち希望する会場)</p> <p>3 試験会場 別途配布する「受験の手引」の会場案内図を参照してください。</p> <p>4 試験科目 (1) 実技試験 ア 理容師実技試験 イ 理容の基礎的技術 a カッターング ミディアム分髪スタイルとします。 b シェービング ネットシェービング、フェイスイシェービング及び顔面処置を含みます。 c 整髪 分髪線のある基本整髪とします。 イ 美容師実技試験 イ 美容の基礎的技術 a 第1課題 ローラーカールセッティング (a) すべてローラーで巻くこと。 (b) フロントはノーパートとし、左右シンメトリーに巻くこと。 b 第2課題 カッターング グラデーショナルボブスタイルとします。 イ 美容を行う場合の衛生上の取扱い</p>	<p>ウ 実技課題の設定条件(試験時間、技術の条件、モデルウイングの条件及び器具・用具の条件)及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布の「受験の手引」を参照してください。</p> <p>(2) 筆記試験科目 ア 関係法規・制度 イ 衛生管理 イ 公衆衛生・環境衛生 イ 感染症 イ 衛生管理技術 ウ 理容保健又は美容保健 イ 人体の構造及び機能 イ 皮膚科学 エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学 オ 理容理論又は美容理論</p> <p>5 試験の免除 (1) 理容師国家試験 理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第13条の規定に基づき、第14回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第15回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。 (2) 美容師国家試験 美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第13条の規定に基づき、第14回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第15回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。</p> <p>6 受験資格 (1) 理容師国家試験 ア 理容師法第3条第3項に定める者 イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)</p>
--	--

<p>附則第3条に定める者</p> <p>ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者</p> <p>(2) 美容師国家試験</p> <p>ア 美容師法第4条第3項に定める者</p> <p>イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者</p> <p>ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者</p> <p>7 受験手続</p> <p>試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>(1) すべての受験者が提出する書類等</p> <p>ア 受験願書</p> <p>イ 写真(提出の日前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦5センチメートル横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)</p> <p>ウ 受験手数料払込金受領証(受験願書裏面の所定の箇所へはり付けること。)</p> <p>エ 受験票(表面に氏名、現住所及び受験地を記入したもの)</p> <p>オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本</p> <p>(2) 6の(1)のア、ウ又は(2)のア、ウに該当する者が提出する書類</p> <p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成19年3月16日(金)午後4時までに卒業証明書を提出してください。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかつた者として、当該試験は無効と</p>	<p>します。</p> <p>イ 第13回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(3) 6の(1)のイ又は(2)のイに該当する者が提出する書類</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書</p> <p>イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書</p> <p>ウ 第13回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(4) 試験の免除を受ける者が提出する書類</p> <p>第13回理容師国家試験又は美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書</p> <p>8 受験に関する書類の提出期間、提出先等</p> <p>(1) 提出期間 平成18年12月11日(月)から12月15日(金)までの午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出先 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部</p> <p>(3) 提出方法 受験に関する書類は原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付してください。この場合、平成18年12月15日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。</p> <p>(4) 受験に関する書類は、受付後は返却しません。</p> <p>(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。</p> <p>(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部へ直接申し出てくださ</p> <p>い。</p>
--	--

<p>9 受験手数料</p> <p>実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円及び筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付してください。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。</p> <p>10 受験票の交付</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。</p> <p>11 合格者の発表</p> <p>試験に合格した者の発表は、平成19年3月30日（金）午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。</p> <p>12 受験の手引等の配布</p> <p>受験の手引、願書用紙、写真用台紙、払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。配布の期間は、平成18年11月6日（月）から12月8日（金）までの期間の午前9時から午後5時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。</p> <p>なお、郵送を希望する者は、封筒に希望する「受験の手引」の種類（理容師試験又は美容師試験及び実技試験又は筆記試験の別）を明記し、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（封筒の大きさは角形2号、縦332ミリメートル横240ミリメートル）に240円の郵便切手をはり付けたものを同封して財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。配布の期間に限り受け付けます。</p>	<p>13 問い合わせ先</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部（郵便番号840-0826 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 電話0952-29-5839）又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課（電話0952-25-7077）</p>
--	---

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十一月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷